

各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校におけるエピペン®の使用の際の同意書の廃止について（通知）

標記について平成21年2月25日付け教保体第1600号で別添写しのとおり通知し、学校におけるエピペン®の使用の際の同意書の例を示したところです。

この度、文部科学省及び埼玉県医師会と協議を行った結果、下記の理由により、この通知を廃止することといたします。

つきましては、アレルギー疾患における緊急時の対応については、同意書は不要として各学校のマニュアルに基づき、エピペン®を使用することについて、学校全体の体制を整備していただくようお願いします。

市町村教育委員会におかれましては、管下公立学校に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 廃止する理由

- (1) 緊急時に救命目的で、反復継続する意図なくエピペン®を注射した場合は医師法違反にならないこと。（文部科学省からの照会に対する厚生労働省の回答）
- (2) 刑法第三十七条及び民法第六百九十八条が適用される。

**刑法第三十七条** 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**民法第六百九十八条** 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

## 2 文部科学省見解

教職員がエピペン®を使用するのは緊急時の対応であるので、事前の依頼書や同意書の作成までは必要ない。ただし、事前に医師や保護者とエピペン®の取扱いについて話し合い、情報を共有しておく必要がある。(平成25年8月26日、食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会文部科学省行政説明)

## 3 備考

- (1) 本年度、同意書を取り交わした保護者には、誤解が生じないよう別添の参考文書を使用するなどして「食物アレルギー・アナフィラキシー発症の緊急時には同意書がなくともエピペン®を使用する」ことについて十分な説明を行ってください。

その際、学校と保護者が取り交わしている同意書については保護者と相互理解の上、廃棄するなど適切な処分をお願いいたします。

- (2) エピペン®を処方されている児童生徒については主治医の指示に基づき、保護者、学校医、教職員が共通認識をもつようにしてください。

※注：「エピペン®」はアドレナリン自己注射薬の登録商標です。

担当：県立学校部保健体育課

丹 戸

電話：048(830)6963

## 参 考

平成25年 月 日

〇〇〇〇（同意書を取り交わしている児童生徒名）

保護者 様

〇〇立〇〇〇学校長

学校におけるエピペン®の使用の際の同意書の廃止について（お知らせ）

これまで、保護者様に御理解の上、お子様の食物アレルギー・アナフィラキシー発症時にエピペン®の使用の際の同意書を取り交わしておりましたが、平成25年11月7日付けで埼玉県教育委員会教育長より「食物アレルギー・アナフィラキシー発症の緊急時には同意書がなくともエピペン®を使用する」こととし、同意書を不要とする旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本校におきましても食物アレルギー・アナフィラキシー発症の緊急時には、同意書の有無に関わらず、エピペン®を使用することとし、併せて、取り交わしておりました同意書を不要といたしますので御理解のほどよろしく願いいたします。